

奈良県犯罪被害者等支援条例の概要

(1) 条例の目的、定義、基本理念、各主体の責務等について

①目的	○ 犯罪被害者等の支援の基本事項を定め、支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復及び軽減を図る。
②定義	○ 「犯罪等」、「犯罪被害者等」、「民間支援団体」の概念の定義づけを行う。
③基本理念	○ 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、ふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。 ○ 支援が、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられること。 ○ 被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、適切かつきめ細かな支援が、途切れることなく提供されること。
④各主体の責務	○ 「県」、「県民」、「事業者」、「民間支援団体」の責務を定める。 ・ 県は、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、実施する。 ・ 県民は、犯罪被害者等の置かれている状況及びその支援の必要性についての理解を深め、県が実施する犯罪被害者等支援に協力するよう努める。 ・ 事業者は、その事業活動に関し被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に協力するよう努める。 ・ 民間支援団体は、県が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するとともに、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、支援を推進するよう努める。
⑤連携体制の整備	○ 県は、国、市町村その他の関係機関が連携して支援を推進する体制を整備する。
⑥基本計画	○ 県は、支援に関する基本的な計画を定める。 ○ 計画を定め、又は変更したときは、これを公表する。
⑦財政上の措置	○ 県は、支援に関する施策を推進するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努める。
⑧実施状況の公表	○ 県は、支援に関する施策の実施状況を公表する。

(2) 基本的施策

⑨相談及び情報の提供等	○ 犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じる。 ○ 犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供及び助言を行う等、必要な施策を講ずる。
⑩経済的な助成に関する情報提供等	○ 経済的な助成に関する情報の提供及び助言等、必要な施策を講ずる。
⑪心身に受けた影響からの回復	○ 適切な保健医療サービスや福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずる。
⑫安全の確保	○ 犯罪被害者等の一時保護、個人情報の適切な取扱いの確保等、必要な施策を講ずる。
⑬居住の安定	○ 一時的な利用のための住居の提供、県営住宅への入居等、必要な施策を講ずる。
⑭雇用の安定	○ 犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動等、必要な施策を講ずる。
⑮広報及び啓発	○ 犯罪被害者等の置かれている状況等についての県民の関心と理解を深めるため、広報活動等、必要な施策を講ずる。
⑯民間支援団体に対する援助	○ 民間支援団体の活動を促進するため、必要な施策を講ずる。
⑰日常生活の支援	○ 犯罪被害者等の病院の付添い等、必要な施策を講ずる。
⑱人材の育成	○ 相談、助言、その他の支援等を担う人材を育成するために必要な施策を講ずる。
⑲調査研究	○ 支援に関する情報の収集等、必要な調査研究を行う。

施行期日

平成28年4月1日